

全国

保健師長会

だより

調査の目的

少子高齢化の進展、働き方や家族・地域社会の在り方の変容など、住民の生活を巡る状況は大きく変化してきました。こうした変化に伴って生じたさまざまな課題に対応するために、保健師の業務は多様化するとともに、変化を遂げてきました。

この保健師業務の実態を把握するために、厚生労働省は「保健師活動領域調査」(以下、「活動調査」といふ)を実施しており、対象となった自治体の保健師は、調査対象月の1か月間において日々の業務時間を活動項目に分けて計上しています。

今回、保健師業務の内容と量を調査するための「活動項目」について検討するとともに、自治体保健師を対象に「活動項目」に活動を反映で

令和2年度地域保健総合推進事業 「自治体保健師の活動内容の実態 把握に向けた調査」結果報告

全国保健師長会 会長 清田 啓子

きるかのアンケート調査(以下、「事前調査」といふ)を行いました。また、自治体保健師を対象に、「活動項目」を使って保健師業務の内容と量についての調査(以下、「プレテスト」といふ)を行い、併せて、反映できない業務についてアンケート調査を行いました。

今回の調査には、研究責任者である聖路加国際大学大学院の麻原きよみ教授や先生方にご参加いただきました。

調査方法

1 事前調査

(1) 調査対象者

都道府県、保健所設置市・特別区、市町村のうち、保健師長会の会員がいる16自治体の保健師535名を対象とし、16自治体の487名から回答がありました(回答率91%)。

(2) 調査方法

メールによる送付および回収。

(3) 調査期間

令和2年6月10日(水)～
7月10日(金)

(4) 調査内容

活動調査について、新たな活動項目を整理した場合、自治体に所属するすべての保健師の保健活動が反映できるかどうか、各項目の定義や例を参照し、その反映の程度について選択肢の中から回答。追加の項目がある場合はその理由を付すことも可能としました(活動項目の定義や例…表)。

2 プレテスト

(1) 調査対象者

都道府県、保健所設置市・特別区、市町村のうち、保健師長会の会員がいる36自治体の保健師108名を対象とし、32自治体、94名から回

答がありました(回答率87%)。

(2) 調査方法

メールによる送付および回収。

(3) 調査期間

令和2年11月9日(月)～
11月22日(日)

(4) 調査内容

各自治体において選定した協力保健師(3人)が、調査期間中の自身の活動内容について、新たな活動項目ごとに活動時間を記入しました。記入できなかった点「調査期間中には実績がなかったが年度において実績が見込まれる業務」等については個人票に記入しました。

調査結果および考察

事前調査における、新しい活動項目が保健師業務を反映しているかどうかの結果については、21頁・図の通りであり、おおむね実施可能であることが確認できました。また、プレテストにおける、新しい活動項目に従って、活動時間を記入した結果および考察については、左記の通りです。

「ケース・コミュニティマネジメント」の全活動に占める割合は、都道府県31・4%、保健所設置市・特別区33・

表 「自治体保健師の活動内容を把握するための活動項目」

大項目	中項目	小項目	再掲	定義	例
ケース・コミュニティマネジメント	直接対人支援	1	家庭訪問	・自宅等対象者が日常的に生活する場を訪問して行う保健指導	・自宅や入所施設等、対象者が日常的に生活する場を訪問して行う保健指導
		2	健康相談・保健指導、個別健康教育	・対象者個別に実施する健康相談及び保健指導 ・健康知識の普及・意識の啓発のために個別に行う健康教育	・2歳児歯科相談等の相談事業 ・日時を指定して(予約を受けて)行う特定保健指導 ・離乳食の作り方を個別に教育 ・健診の事後フォローとして行う健康相談・保健指導 ・日時を指定せず(予約なしで)随時実施する特定保健指導 ・電話による予防接種や健診等の保健事業に関する問合せ、関連相談への対応 ・メールで寄せられた育児相談への対応
		3	健康相談・保健指導、個別健康教育	・日時を指定して(又は予約を受けて)、面接・電話等により行うもの ・日時を指定せず(又は予約なしに)、面接・電話・メール・文書等により行うもの	
		4	健康診査、予防接種	【再掲1】 ・感染症、難病、精神、母子、成人、高齢者・介護保険、職域保健、学校保健 ・個人及び集団を対象とする健康診断 ・定期及び臨時の予防接種	・特定健診、乳幼児健診等の健康診査 ・自治体が直営で行う集団予防接種 ・健診案内通知の発送業務や予防接種に必要なワクチン発注業務 ・健診や予防接種実施に必要な連絡調整(従事医師等への連絡、日程の広報のための広報紙原稿作成や市内連絡等) ・未受診者への対応
		5	集団健康教育、教室活動、グループ支援	【再掲2】 ・評価 ・集団に対して行う健康教育等の支援	・健診事後教室や乳幼児発達支援教室等の教室 ・ディケア、機能訓練等のリハビリテーション事業 ・介護予防教室 ・保育園児の保護者を対象とした健康教室 ・町内会の会合時に、地域住民の健康増進を目的とした健康教育を実施 ・開催通知の発送業務や必要物品の発注等 ・事業実施に必要な連絡調整(従事者への連絡、日程の広報のための広報紙原稿作成や市内連絡等)
	地域・組織支援	6	地区組織活動(ネットワークづくり)	・保健推進委員、民生委員・児童委員、ボランティア等の活動の育成、支援 ・一定程度自立して存在している自主グループやNPO等の活動に対する支援	・保健推進委員としての活動に必要な知識に関する講義を実施 ・保健推進委員会の住民との企画運営・参加 ・子育て支援サークルで子どもの発達に関する講義を実施 ・難病患者の患者会や家族会において、医療費助成に関する説明を実施 ・地域サロンへの支援
		7	担当地区の地区診断	・担当地区の情報収集・分析・管理	・担当する地区の健康課題の把握のために行った地区診断 ・担当業務に関して、地区ごと又は地域全体について行う地区診断
		8	個別支援に関するコーディネート	・感染症、難病、精神、母子、成人、高齢者・介護保険 ・個々の対象者への支援についての、関係機関との連絡調整(訪問、電話、メール、文書等方法は問わない) ・個々の対象者についての、支援検討のための関係機関との会議等	・支援対象者に関する他の支援者との情報共有のための連絡 ・ケア会議開催に向けた関係者の日程調整 ・支援対象者の課題解決に向けたケア会議、サービス調整会議、事例検討会の企画運営・参加 ・要保護児童対策協議会の開催及び出席
		9	地域ケアシステムに関するコーディネート	・感染症、難病、精神、母子、成人、高齢者・介護保険、職域保健、学校保健 ・個人のレベルを超えた、地域でのケアシステムの体制整備を行うための、地域保健福祉や職域保健、学校保健等の推進のための関係機関や関係団体との連絡調整(訪問、電話、メール、文書、会議等方法は問わない)	・思春期保健の課題について、教育委員会と共有するための打合せの実施、資料作成 ・母子保健に関する課題について医師会や教育委員会、児童相談所や市内福祉部署と共有する会議の開催 ・地域保健医療協議会、地域・職域連携推進協議会、保健所運営会議、健康づくり推進協議会等の企画運営・参加 ・コミュニティレベルでのネットワークづくりを意図した地区マネジメント会議の開催、構成員間の連絡調整、打合せ ・都道府県による市町村の保健活動推進のための支援 ・上記以外の自治体全体のケアシステム(機関間の連携)体制の構築、構成員間の連絡調整会議の企画実施又は参加
システムマネジメント	業務及び組織マネジメント	10	事業・施策の企画立案・評価	・事業化、施策化に伴う企画、評価 ・個別事業の年間計画の立案、事業評価 ・上記に必要な調査等	・新たな事業の企画立案のための打合せ、プレゼン資料の作成 ・半年ごとに行う既存事業の事業評価のための資料作成、評価会議の実施 ・事業評価のための対象者アンケート調査の実施
		11	保健福祉計画等の策定・評価	・保健福祉計画等自治体の各種計画の策定、進行管理、評価 ・上記に必要な調査等	・子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画等の計画の策定、中間評価のための委員会開催、見直し案の作成 ・評価のための調査の企画及び実施
		12	人事管理	・保健師等の人事管理に関する業務	・人事評価に関する面接及び資料作成 ・組織定数管理や配置計画に関すること ・人材確保計画の策定及び運用、退職者や休職者、復職者に関する連絡調整
	業務及び組織マネジメント	13	業務管理、組織運営管理	・決裁事務 ・文書管理、個人情報管理 ・各事業等の年間の進捗管理 ・組織単位での業務の進行管理(管理職が行う部下の業務の進捗管理) ・課内会議やリスクマネジメント委員会等、組織内の情報共有や課題検討に関する業務 ・コンプライアンスに関する管理業務	・起案文書の確認や助言、決裁 ・文書保存事務や保存文書の整理、廃棄 ・担当事業の進行管理表の作成 ・係会議において係員の業務進捗状況を確認 ・課内会議や課長会議等の組織内会議への参加(管理者以外のスタッフが参加する場合も含む) ・組織として管理職が行う部下の文書管理状況や個人情報管理状況の管理 ・コンプライアンス研修やコンプライアンスミーティングの実施
		14	予算管理	・組織単位での予算管理、決算管理、予算要求に係る調整、予算編成事務	・年間をとおしての各事業等の予算執行管理 ・組織単位での予算及び決算管理 ・予算要求資料作成、予算編成ヒアリング等
		15	議会対応	・議会対応及び議員対応	・議会答弁のための資料作成 ・議会答弁の調整 ・議会答弁 ・議員からの資料要求に応じた資料作成等
		16	施設立入検査・管理指導等	・法に基づく立入検査や施設管理指導	・病院、社会福祉施設、児童福祉施設等の定期的立入検査や施設管理指導 ・医療事故や院内感染等発生時の臨時の立入検査や施設管理指導
		17	学会発表等での保健活動の発信	・学会発表 ・関係専門誌等への投稿	・抄録や発表資料の作成 ・学会等(日本公衆衛生看護学会、都道府県公衆衛生研究会、管内地域保健福祉研究発表会等)での発表
		18	調査・研究等の依頼への協力	・他からの協力依頼に応じて行う調査への回答や研究 ・他からの依頼で行う講演等	・国が実施する「保健師活動領域調査」、「国民生活基礎調査」、「国民健康・栄養調査」等の調査や、「地域保健・健康増進事業報告」、「衛生行政報告例」等の報告に関する回答や集計 ・大学等からの調査依頼や研究協力への対応 ・他の自治体が主催する研究会での講演依頼を受けて行う、自治体の取組についての実践報告
人材育成	19	人材育成体制構築、研修会企画・実施、OJT指導	・保健師等の人材育成体制構築に関すること ・保健医療福祉関係者向け研修会の企画及び実施 ・業務をとおして現場で行う現任教育	・人材育成計画策定、見直し ・キャリアラダーによる能力評価 ・新任保健師研修会、地域保健福祉従事者研修会等の研修の企画・実施(保健師に加え他職種も併せて対象としているものを含む) ・業務別研修会や健康危機管理(災害含む)に関する研修の企画、実施 ・他職種の人材育成を目的とした研修の企画・実施 ・開催要領に基づき実施する事例検討会 ・支援ケースや事業に関する後輩からの相談への対応、カンファレンス実施 ・同行訪問や面接同席等、訪問や面接等を実施した後の振り返り指導	
	20	実習学生・研修生への教育	・実習学生及び研修生への教育	・学生実習、臨床研修医実習、インターンシップ対応	
	21	保健師等学校養成所での指導	・保健師等学校養成所において保健師が行う教育	・保健師等学校養成所の教員として行う講義等の教育活動 ・看護大学の依頼を受けて学生を対象に実施する地域保健行政に関する講義	
	22	研修等への参加	・研修等の受講や学会等への参加(自己研鑽を含む)	・研修(キャリア別、業務別)、健康危機管理関係等の保健師の専門研修、自治体職員向け一般研修等の受講 ・学会等(日本公衆衛生看護学会、都道府県公衆衛生研究会、管内地域保健福祉研究発表会等)への参加	
健康危機管理	23	平時の対応	・平時からの健康危機管理体制構築のための取組	・災害対応マニュアルの見直し、防災訓練実施・参加、関係者との協議 ・健康危機管理マニュアルの見直し、対応訓練の実施・参加	
	24	発生時の対応	・災害時保健活動(防疫や救護活動、避難所での保健活動、訪問、応援派遣による活動等も含む) ・災害以外の健康危機管理業務(防疫、積極的疫学調査、健康相談・保健指導等を含む)	・地震発生時の救護所での救護活動 ・大雨被害発生後の避難所における健康相談対応 ・応援派遣保健師に対するオリエンテーションの実施、資料作成 ・感染症患者に関する積極的疫学調査、報告資料作成	
その他	25	上記のいずれにも属さない業務	・上記のいずれにも属さない業務		
	26	上記のいずれにも属さない事務	・上記のいずれにも属さない事務		

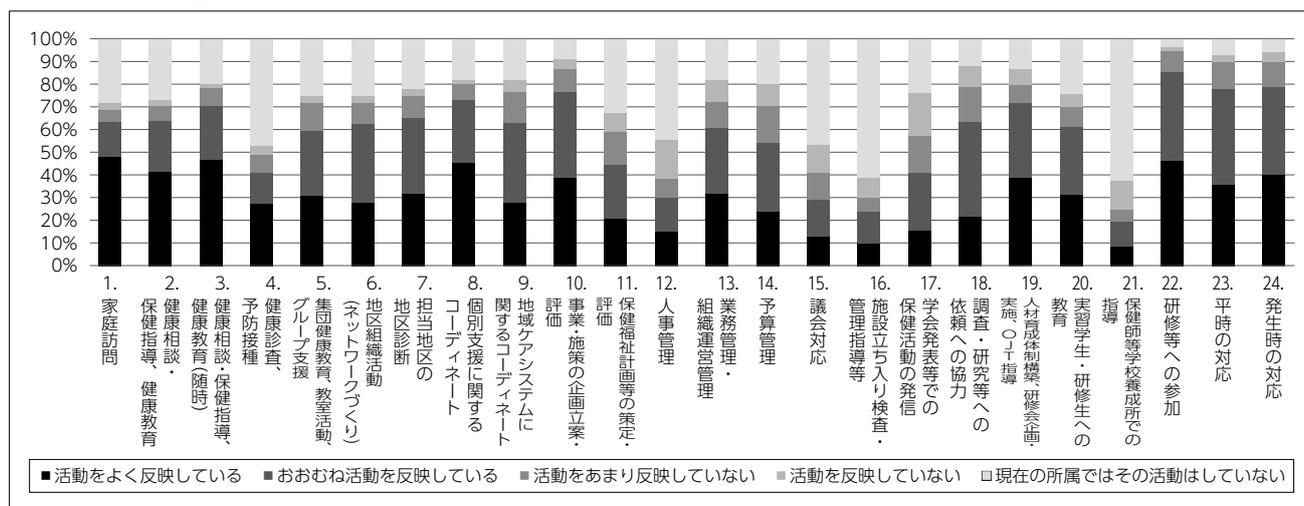
9%、市町村58・2%と市町村の割合が最も高くなりました。

「システムマネジメント」は都道府県39・5%、保健所設置市・特別区51・4%、市町村32・3%で、保健所設置市・特別区の割合が最も高くなりました。

「人材育成」は都道府県12・7%、保健所設置市・特別区8・7%、市町村5・0%、「健康危機管理」は都道府県16・4%、保健所設置市・特別区6・0%、市町村4・5%と、いずれも都道府県の割合が最も高く、自治体の役割が反映されていると考えられます。また、都道府県と保健所設置市・特別区は「平常時の対応」よりも「発生時の対応」の割合が高く、新型コロナウイルス感染症の状況を反映していると考えられました。

活動の枠組みごとに自治体別職別で見ると、「ケース・コミュニティマネジメント」は都道府県では職位で明確な違いは見られませんでした。保健所設置市・特別区、市町村では係員の割合が最も高く、それぞれ、44・7%、55・1%でした。「システムマネジメント」は、自治体種別にかかわらず、係員に比べ係長級以上の保健師の活動割合が高い傾向が見られました。

図 事前調査結果(新しい活動項目別、業務を反映しているかの確認)



「人材育成」は、都道府県は次

長級および課長補佐級が20%前後でしたが係員も10・3%と大きな差は見られず、専門職育成の役割を持つ都道府県の特徴を示していると考えられました。保健所設置市・特別区は課長補佐級が34・7%と最も高くなりました。市町村は割合自体が高くなり、最も高いのが課長補佐級で7・3%でしたが、係員5・2%とあまり変わりませんでした。統括保健師は課長補佐級が多いとの報告(令和元年度保健師活動領域調査、2019)があり、この結果はそれを反映していると考えられます。

「健康危機管理」は、都道府県は、割合が高いのは課長級と係員で30%を超えていましたが、組織のマネジメントや電話対応など職位による具体的な活動内容に違いがあると推測されます。保健所設置市・特別区、市町村共に課長補佐級が最も割合が高く、それぞれ18・2%、14・6%であり、マネジメントの中核を担っていると考えられます。

以上のように、都道府県の専門職育成機能、都道府県および保

健所設置市・特別区の健康危機管

理の拠点としての機能、市町村のケース・コミュニティマネジメントの対人保健活動機能など、自治体の種別に求められる保健師の活動によって、活動割合が異なっていました。また、「ケース・コミュニティマネジメント」は係員の活動割合が最も高く、「システムマネジメント」は課長補佐級など職位が上位の保健師の活動割合が高くなりました。これらの結果は、自治体の種別および職位による保健師の活動を反映していると考えられます。

まとめ

事前調査では、本研究で新たに定義した活動項目について自治体に所属する保健師から業務を反映しているかについて評価してもらったことにも、実際の活動調査に近い形でプレテストを行い、おおむね実施可能であることが確認されたものの、どの項目に計上するべきか迷う点等が散見されました。これらの結果を踏まえ、今後本事業で収集したデータを基に実施上の課題を精査し、必要に応じて項目や記入の仕方の説明を修正する必要があります。